イ　経営状況を判断する指標

ウ　設置する大学等において経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない状況が継続し、学校法人の財務状況に影響を与える場合における当該財務状況が教育研究に与える影響

(七)・(八)　［略］

四　役員等について

(一)　［略］

(二)　理事長は、設置する学校等を取り巻く社会の変化や直面する課題も踏まえた私立学校の経営及び学校法人の適正な運営を行うなど学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。

(三)～(九)　［略］

(十)　設置する学校等を取り巻く社会の変化や直面する課題も踏まえ、学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

第二　文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

二　設置に必要な財産について

(一)　［略］

(二)　大学等の設置経費並びに開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費（以下「設置経費等」という。）に相当する額の寄附金等の資産を保有している場合には、大学等の設置経費の財源に借入金を充てても差し支えない。ただし、当該借入金の額は、当該設置経費等の額の二分の一を超えることができない。

(三)～(四)　［略］

三　経営に必要な財産について

(一)　大学等の開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費の財源は、寄附金等の資産を充てるものとし、申請時までに開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。

(二)　［略］

(三)　大学等の開設年度から完成年度までの各年度における資金収支分析及び学校法人の適正な運営を確保するための対応策等については、申請時における学校法人の財務状況を踏まえた分析を行うものとし、次に定める事項を踏まえ、合理的に示されていると認められること。

ア　申請年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から申請年度の前年度までの各年度における事業活動の収支に関する状況

イ　申請年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から申請年度の前年度までのいずれかの年度において、経常収支差額（学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第二十八条第二項に規定する経常収支差額をいう。第二の五の(五)において同じ。）が零を下回る場合の要因分析の結果とその改善方策

(六)・(七)　［同上］

四　役員等について

(一)　［同上］

(二)　理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。

(三)～(九)　［同上］

(十)　学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

第二　文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

二　設置に必要な財産について

(一)　［同上］

(二)　大学等の設置経費及び開設年度の経常経費（以下「設置経費等」という。）に相当する額の寄附金等の資産を保有している場合には、大学等の設置経費の財源に借入金を充てても差し支えない。ただし、当該借入金の額は、当該設置経費等の額の二分の一を超えることができない。

(三)～(四)　［同上］

三　経営に必要な財産について

(一)　大学等の開設年度の経常経費の財源は、寄附金等の資産を充てるものとし、申請時までに開設年度の経常経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。

(二)　［同上］

［(三)を加える。］